

釧路司法書士会報

Vol.131

2020

March

3

月号



《表紙の写真》

オホーツクの流氷と斜里岳

撮影者 北網支部 横山 太郎

今年は流氷の接岸が遅れております。温暖化が進むと流氷が接岸しなくなる可能性があるということで、心配ですね。写真は3年前にドローンで撮影したものです。

釧路土地家屋調査士会会長寄稿・北海道東北
ブロック合同協議会に参加して ほか

発行所／釧路市宮本1丁目2番4号 釧路司法書士会 編集／会報編集委員会

131号目次

CONTENTS

- 3** 近年の法律改正と登記制度の動向等について
釧路地方法務局長 中 富 喜 浩
- 4** 新年のご挨拶
釧路司法書士会長 佐 渡 正 幸
- 6** 新年のご挨拶
釧路土地家屋調査士会長 丸 尾 教 綱
- 7** 北海道東北ブロック合同協議会に参加して
副会長 森 一 也
- 8** 開業支援フォーラムより
北海道ブロック司法書士協議会 理事 中 川 貴 志
- 8** リスククライシスコミュニケーション研修会を受講して
釧根支部 西 山 育 彦
- 9** 入会のあいさつ
北網支部 遠 藤 雄 大
- 10** 釧路司法書士会 会員の動き
- 11** 釧路司法書士会 業務日誌
- 14** 編集後記



近年の法律改正と登記制度の動向等について

釧路地方法務局長 中 富 喜 浩

この度、貴会会報誌の寄稿の機会をいただきました。

テーマは「近年の法律改正と登記制度の動向等」とのことですので、近年の法務省・法務局関連の業務に関する4つの施策について、紹介させていただきます。

なお、本稿中、意見にわたる部分は私見ですので、あらかじめお断りしておきます。

一つ目は、オンラインによる登記申請手続についてです。

政府全体で行政手続におけるオンライン利用を推進しており、当局においても、登記、供託手続等のオンライン申請の利用促進に取り組んでいるところ、登記申請に関する利用率は、着実に向上している状況にあります。これもひとえに、会員の皆様の御理解と御協力によるものであり、感謝申し上げます。

また、オンライン申請の基盤となる登記情報システムは、本年1月14日にバージョンアップがされており、オンライン申請事件の処理時間の短縮等、オンライン申請に特化した効率化が図られています。つきましては、貴会を通じて、未導入者及び書面申請との併用者への働き掛けをお願いしているところですが、今後も、より一層の利用拡大につき御協力をお願いします。

二つ目は、社会のニーズに応えるべく、法務省で取り組んでいる相続登記促進の様々な諸政策についてです。

土地の所有者が死亡した後も長期間にわたり相続登記がされず、土地の所有権登記名義人又は表題部所有者と実際の所有者が異なることとなった結果、所有者の所在の把握が困難となり、公共事業に伴う用地取得等に支障を来すなどの、いわゆる所有者不明土地問題が顕在化しており、国会でも取り上げられる

など、社会的な関心を集めている状況にあります。

また、法定相続情報証明制度については、平成30年4月1日から相続税の申告手続に利用することができるようになり、広く利用されてきています。今後、同制度を、更に利用していただきますよう、会員の皆様の御協力をお願いします。

三つ目は、長期相続登記等未了土地解消作業についてです。

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が平成30年11月15日から施行され、これに伴う長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例の内容は、公共事業の円滑な遂行を図るため所有者を探索する必要がある土地について、所有権の登記名義人の死亡後長期にわたり所有権の登記がされていない場合、職権で、長期相続登記等未了土地である旨を当該土地の登記に記録し、その所有権の登記名義人の相続人に対して必要な登記手続の勧告をすることができることとするものであり、職権登記を行うために作成した法定相続人情報等を登記所に備え付け、事業主体がこれを活用することにより事業の円滑化、進展に寄与することを目的とするものであります。

当局における平成30年度の長期相続登記等未了土地解消作業は、対象土地の登記記録に長期相続登記等未了土地である旨の付記登記が完了し、登記部門、帯広支局及び北見支局に法定相続人情報等の備付けが完了しました。本年1月22日には、法定相続人のうちの1名に対し、相続登記の申請を促す通知を発送しました。通知には、連絡先として登記部門を案内しているほか、相談窓口として全国の司法書士会一覧を同封させていただきました。

た。

本年度の長期相続登記等未了土地解消作業の調査対象登記名義人数は140人であり、現在、法定相続人の戸除籍謄本を収集しているところでもあります。

最後に、法務局における自筆証書遺言の保管制度についてです。

本制度は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局における自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度となっています。

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」は、平成30年7月13日に、「法務局における遺言書の保管等に関する政令」は、令和元年12月11日に公布されました。

本法律では、遺言書の保管に関する事務は、法務大臣の指定する法務局（「遺言書保管所」）において、「遺言書保管官」として指定された法務事務官が取り扱うこととされて

おり、本事務の開始は本年7月10日となっています。

これまで、自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管されることが多く、遺言書の紛失や亡失、相続人による遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがあることから、本制度が創設され、自筆証書遺言を保管する公的機関としては、法務局が行うこととされたものです。法務局で保管する利点は、①全国一律のサービスを提供できること、②プライバシーを確保できること、③相続登記の促進につなげることが可能であること等が考慮されたものであります。また、経済財政運営と改革の基本方針2019（いわゆる骨太の方針2019）において、本制度の円滑な運用に向けた取組が政府の重要施策として掲げられたところです。今後、本制度の円滑な運用に向けて取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。



新年のご挨拶

会長 佐 渡 正 幸

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、令和初の新春を健やかに迎えられましたことに、心からお慶び申し上げます。

また、日頃より釧路司法書士会並びに司法書士制度の発展のために、会員の皆様には多大なるご理解そしてご協力を賜りますことに、心より厚く感謝御礼申し上げます。

さて、令和元年の5月の当会の定時総会において、野村会長の後を引き継ぎ会長に就任させていただきましたが、早いもので9か月ほどが過ぎ、何分経験も浅くまた不慣れな点もあり、会員の皆様にはご迷惑をお掛けしたこともあろうかとは思いますが、今後とも会員皆様より更なるご指導ご鞭撻を賜りなが

ら、当会の運営に全力を挙げて取組んでいく所存でございますので、何卒宜しく願い申し上げます。

令和2年度は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案が、令和元年6月6日可決成立し、令和元年6月12日（法律第29号）に公布され、本年8月初旬に施行される運びとなります。今回の法改正の大きな目玉としては、第一に司法書士法の第一条の目的規定が使命規定に改正される点、第二に懲戒権者が法務局又は地方法務局長から法務大臣に変更する点、第三に除斥期間（7年）の新設であります。特に使命規定ですが、司法書士法第一条に「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与

することを使命とする。」という文言が明文化されることとなります。これは、今までの国民の権利の保護に寄与するという目的規定であったものから、まさに近年目まぐるしく変化する現代社会において、法律の専門家として国民から一層の信用信頼をされる立場として更に業務に精進し、その社会の変革に対応すべく、自由かつ公正な社会の形成に寄与するため、真摯にその業務の研修研鑽を積み重ねて行かなければならない、非常に重い責任と義務を負った改正であると司法書士会として受け止めております。本法律の施行までの日本司法書士連合会及び当会の流れとしては、本年2月26日に日司連臨時総会にて連合会会則等の変更決議をし、それに伴い5月23日の当会の総会にて会則変更の決議を経た中で、8月初旬ころ当会の会則が認可が決定する流れとなっております。

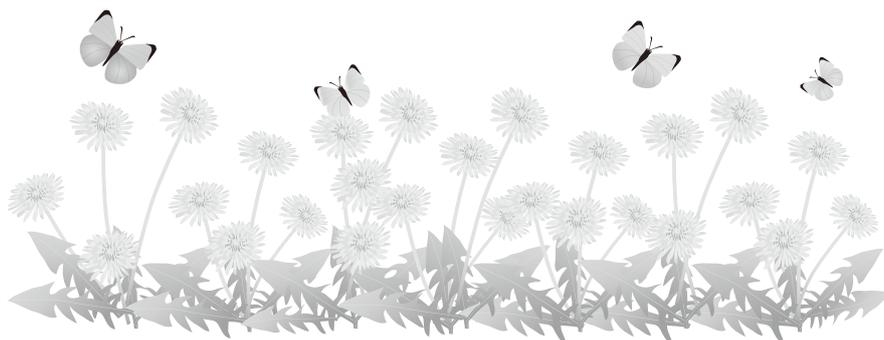
また、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第40条第1項に基づく相続人調査については、当会は金田副会長を代表とする25名ほどの受託団を結成し取組んでおり、ご登録いただきました会員の皆様には、業務多忙の中ご理解・ご協力を賜りましたことに深謝いたします。相続に関する手続きは、国民にとって今後一番身近でそして重要な案件であり、近い将来間違いなく到来する団塊の世代を控えた中での「大相続時代」に対応すべく、当会としても相談会などを通して広く国民に今後改正される法改正などを周知し、国民の権利擁護に務めて行かなければならないと思っております。まさにこの点に

においても司法書士としての使命を大いに発揮して行かなければならない1年になると思っております。

また、本年度は近年の社会経済の変化や高齢化社会などの社会現象を受けて、民法及び相続法に関する手続きが本年大きく改正されます。民法については、約120年間ほとんど改正がされていませんでしたが、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しが行われ、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することになります。また、相続法に関しては、既に自筆証書遺言の形式の変更など施行されているものもありますが、4月1日からは配偶者居住権、7月1日からは法務局における自筆証書遺言の法務局保管制度などが施行されます。

本年度は、上記の司法書士法の改正並びに民法・相続法などの法改正を中心に、会員の皆様に確りと情報発信をして、会員皆様の日々の業務が国民の期待により一層応え、士業としての更なる信頼を積み重ねていけるよう、理事、役員、支部長と連携を取りながら執行していく所存でございます。

最後になりますが、会員皆様のご健康とご多幸を心よりご祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。





新年のご挨拶

釧路土地家屋調査士会長 丸尾 教 綱

新年明けましておめでとうございます。

釧路司法書士会会員の皆様に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。日頃より土地家屋調査士制度にご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

昨年5月の定時総会において、釧路土地家屋調査士会会長に選任され早くも7か月が過ぎました。未だに会長職に不慣れで四苦八苦している状況ではありますが、坂下前会長をはじめ歴代の会長が築いてきた基盤を引き継ぎながら、会の運営に当たっていく所存です。

昨年は「平成最後の〇〇」ですとか「令和最初の〇〇」の文言が溢れた1年だったと振り返っております。6月には「司法書士法」とともに「土地家屋調査士法」が一部改正になりました。施行自体は本年8月頃と聞いておりますが、この改正に伴い「釧路土地家屋調査士会会則」の変更が必要となっており、本年5月の定時総会に向けての準備を進めているところです。一部をご紹介しますと「職印」とセットで「電子証明書取得」を義務化すること、連合会又は本会が指定する「研修の受講義務化」など、理事会の承認が得られましたら定時総会に上程させていただき予定予定です。

オンライン申請につきましては大きな動きが出ております。皆様もご存じかと思いますが、昨年11月11日から「調査士報告方式」による運用が開始されました。これは委任状など「書面で作成された添付情報(図面は除く)」をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録(PDF)に、土地家屋調査士代理人の電子署名を付したものは添付情報(原本)として取り扱うことができるものとされました。つまり、法定添付情報も含め「原本提出や提示」などをすることなく登記が完了する

申請方法です。先日、私も心配しながらではありますが頑張って申請し、法務局に一度も出向くことなく、即日で無事登記が完了いたしました。従前の「特例法式」と比較しても、原本を持ち込むタイムラグが無く、一段と早く登記が完了したように思います。完了証等の書類を回収することもなく非常に便利でした。ただ、手元に残った「原本をいつまで保管」しておくべきなのかの不安な一面もありますし、現在、建物表題登記の際の「床面積算定調書」の取り扱いについて不安定な部分もあるため、早めの解決を所望する次第です。

さて話は変わりますが、私ども釧路土地家屋調査士会では引き続き「土地家屋調査士受験ガイドンス」を3支部で開催しています。昨年5月の釧路司法書士会定時総会でもご案内させていただきましたが、この会報を読まれた司法書士会会員皆様のお知り合いで「土地家屋調査士」を目指している方がいらっしゃいましたら、是非とも応援して下さいますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、釧路司法書士会様の益々のご発展と、会員皆様方のご健康・ご多幸を祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。





北海道東北ブロック合同協議会に参加して

副会長 森 一也

雪の茅舎、出羽鶴、ゆきの美人、刈穂、田人、春霞

たくさんの銘柄がいきなり並んでいますが、これはすべて秋田の日本酒です。11月16日秋田市において北海道ブロック東北ブロック合同協議会が開催されたので、初めての秋田を楽しんできました。

私が北海道ブロック協議会の理事になってもう何年たったのでしょうか？2年に一度の合同協議会に参加したのも5回までは覚えていますが……そろそろ次の世代に譲りたいと思っておりますので、どなたかよろしく願います。

さて、11月15日飛行機が遅れながらも秋田空港に着いたときに、旭川会の阿部会長ほかの一行と合流し、その夜は先着している中川理事を交えての懇親会が決定しました。釧路会の佐渡会長は、天候が荒れているため釧路から秋田への便が欠航となったため、やむを得ず東京を経由して、翌日の到着予定になり、懇親会への参加はできませんでした。さて、最初に紹介した銘柄はごく一部で、ほかにも多くの銘柄の味を試した結果、その夜の記憶はほぼ失われることになりました。翌日からの重要会議に影響がなかったことが幸いでした。

開始直前には佐渡会長も現地入りし、釧路会メンバー全員が集合して会議に臨むことができました。また、会長持参のお土産も会議参加者へお届けいたしました。

会議の内容を簡単にご紹介すると
・成年後見制度の保佐人の代理権について
不動産売却の代理権には登記の代理権は含まれ

ない

- ・相続登記の義務化への動き
- ・登記事項への生年月日の追加
- ・不動産の管理者制度
- ・司法書士法改正
- ・法人会員の会費の扱い
- ・長期相続登記未了土地解消作業への対応
- ・相続登記の推進、広報

会場借り上げが時間切れとなるまで、内容が非常に濃い会議が続き、追い出されるように懇親会へ向かうことになりました。

2日目の夜も秋田の日本酒が待っているわけですが、今夜は記憶をなくすわけにはいきません。と心に決めてホテル近くの大きな居酒屋「無限堂」へ到着。

前日が函館会の國谷会長の誕生日だったことから、ひそかに企画したハッピーバースデーのセレモニーが、サプライズにならないというハプニングがありましたが、和気あいあいと懇親会を終え、雨の中、秋田の夜は更けていきました。

最終日はミニツアーをセットしてくださいましたので、それによって、角館の武家屋敷、田沢湖、比内鶏、秋田犬などを観光し、情緒と風景と食事を楽しむことができました。新幹線組は田沢湖駅で下車し、残りの一行は予定どおり秋田空港へ。しかし、飛行機が遅れて乗り継ぎへの影響がでそうになり、気をもむ展開となりましたが、結局、無事に帰宅できました。



開業支援フォーラムより

北海道ブロック司法書士協議会 理事 中川 貴志

令和2年1月11日（土）、令和元年度の司法書士試験合格者を対象とする北海道ブロック新人研修に併せて、北海道ブロック主催の開業支援フォーラムが札幌の「ホテルノースシティー」にて開催されました。

例年どおり、日司連や北海道ブロックにおける助成金との説明に続き、各単位会における地方開業の現状について説明を行い、釧路会からは、私が現在の会員数など簡単な説明をした後、大樹町の播間章浩先生より、地方での開業についてご自身の経験談も踏まえてお話しいただきました。

フォーラムの後は、研修講師も交えて盛大に懇親会が行われ、受講者の方より実務から事務所経営など幅広い質問もなされていました。

これも例年のことですが、受講者一人一人の自己紹介タイムとなり、これまでの経歴や合格までの道のり、今後の抱負などについてやや緊張した面持ちで話されていました。

釧路会の会員数は前年に比較すると微減となっていますが、会員数の減少は全国的にも問題となっているところではあります。日本の人口自

体が減少していることを考えればやむを得ない部分もありますが、近年はそれ以上に司法書士試験の受験者数が激減していることもあり、当然、合格者数も減少していることから、各会においては会員数の確保は緊喫の課題です。

また、最近では司法書士の大都市圏への集中がさらに進み、地方での司法書士の数が減少することで、必要な法的サービスを受けることができない市民が増えることに繋がるため、地方における会員の確保にもっと力をいれなければならないと考えます。

隣接業種である釧路土地家屋調査士会でも、会員の確保のため、土地家屋調査士試験の受験者向けガイダンスを毎年開催するなどしており、当会においても何らかの取り組みが必要になっている時期ではないかと思えます。

また、それぞれの司法書士においても、これから司法書士を目指そうという方やそもそも司法書士という職種を知らない方に存在をアピールできるよう、自身の仕事の魅力を再発見し、これを伝えていただければと思います。



リスククライシスコミュニケーション研修会を受講して

釧路支部 西山 育彦

令和元年12月15日に札幌にて開催されました、リスククライシスコミュニケーション研修会を受講してまいりました。

受講してみてまず思ったことは、意外なところにリスクが存在し、また、想像していた

よりも多くのリスクを抱えているという事です。

釧路司法書士会に限っての話ではありませんが、跡を継ぐ方が存在せず、業務の引継ぎが出来ない。

そのため、病気や不慮の事故で人が途絶えた場合のリスクが存在し、また、その場合の対処が今の所、見当たらない事もリスクをより大きくしています。

今まで何とか生きてきた、だから、これからも何とかなるだろうという考えも少なからず存在し、よりリスクを高めている結果だと思えます。

今回の受講で、取材対応などもありましたが、実際にその場面になった場合の事を考えると不安しかなかったです。



入会のご挨拶

北網支部 遠藤雄大

このたび、令和元年12月2日付で登録しました遠藤雄大といいます。斜里町で開業しております。亡き父も司法書士をしており、父の生前中は、会員の皆様方には大変お世話になりました。

私は、生まれも斜里町で、大学時代を除き人生の大半はこの町で生きており、この町の皆様に育てられております。ですので、これからは、この町そしてこの地域の皆様に恩返しできるように一生懸命に励んでいきたいと思っております。

私は、平成21年より行政書士も開業しており、相続業務の他に特に遺言や家族信託などの終活業務に力を入れておりますが、これからは、お客様の人生設計を支えていけるような司法書士・行政書士を目指して努力していきたいと思っております。そのためには、研修等に積極的に参加し、必要な知識などを

想定内の事に対しては、対応は問題なく執り行えますが、想定外の事に対しては、やはり戸惑いが生じます。

実際、ロールプレイングで私もそうになりました。質問は3つまでとされているところ、5つ質問されて、回答がよくわからない回答になりましたので。

今後、リスクを回避する、小さくしていく事を執り行っていく切掛けとなればと思います。

自己研鑽しなければならぬと考えております。

また、私は父の補助者を二十数年してまいりましたが、司法書士としては歩き出したばかりの1年生で、知識も知恵も浅はかなところばかりですので、皆様に知恵を拝借することがあるかと思いますが、そのときはお付き合いしていただきますようよろしくお願いいたします。

これからは、会員の皆様方と長い付き合いになるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



釧路司法書士会 会員の動き

平成30年7月31日現在

*入会



- ^{えん}遠 ^{どう}藤 ^{ゆう}雄 ^{だい}大 殿 (北網支部)
 - 登録年月日 令和元年12月2日
 - 登録番号 釧路 第250号
 - 事務所住所 〒099-4112
斜里郡斜里町港町5番地9
 - 電話番号 (0152) 23-3640
 - FAX番号 (0152) 23-1002

*退会

- 島田良幸 殿 (北網支部)
 - 退会年月日 令和元年9月24日 (亡)
 - 登録番号 釧路 第105号

*変更

- 長谷川博一 殿 (釧根支部)
 - 令和元年10月8日受付
 - 事務所住所 〒088-1151
厚岸郡厚岸町真栄1丁目203番地
 - 電話番号 (0153) 52-8417
 - FAX番号 (0153) 52-8418

- 中田裕一 殿 (十勝支部)
 - 令和元年12月20日受付
 - 電話番号 (0155) 66-7536
 - FAX番号 (0155) 66-7537

釧路司法書士会 業務日誌

9月

September

- | | | |
|---------|----------------------|-------------------|
| 4日(水) | 高齢者・障がい者のための成年後見相談会局 | 於：北見市民会館 |
| 7日(土) | 年次制DVD研修会 | 於：釧路ラスティンクホテル |
| 11日(水) | 神戸大学ゼミ関係者訪問 | 於：事務局（佐藤副会長・西山理事） |
| 12日(木) | } 第2回会長会 | 於：日司連ホール（佐渡会長） |
| 16日(祝月) | | 於：釧路国際交流センター |

10月

October

- | | | |
|--------|----------------------------------|------------------------------------|
| 2日(水) | 司法書士法律相談（法の日） | 於：北見市民会館 |
| 5日(土) | 第2回業務研修会「遺産承継業務handbookに関する」 | 於：北見芸術文化ホール |
| 6日(日) | 法務局休日相談会 | 於：釧路地方法務局 |
| 8日(火) | 一日合同行政相談所 | 於：帯広市民活動交流センター (笹島会員) |
| 11日(金) | 釧路市空き家無料相談会 | 於：釧路防災庁舎 (西山理事) |
| 17日(木) | 司法書士法律相談（法の日） | 於：釧路まなぼっと |
| 19日(土) | 十勝支部6士業相談会 リーガルサポート旭川会との合同研修会 | |
| 24日(木) | 一日合同行政相談所 | 於：釧路交流プラザさいわい (中村会員・後藤会員・長谷川会員) |
| 27日(日) | 「裁判業務における和解技法の習得」 | 於：日司連ホール（野村 守会員） |
| 〃 | 網走市空き家無料相談会 | 於：エコーセンター 2000 (中島理事) |

11月

November

- | | | |
|-------|----------------------------|-------------------------|
| 2日(土) | ブロック研修会「違反行為等の防止に係る司法書士倫理」 | 於：ACU-A |
| 6日(水) | 司法書士法律相談（法の日） | 於：とかちプラザ |
| 7日(木) | 日本支援センター釧路地方協議会（十勝地区） | 於：ホテルグランテラス帯広 (久保会員) |
| 〃 | 補助者申請〔近江孝介事務所：半谷正文殿・荒川聖子殿〕 | |

- 11日(月) 「所有者不明土地の所有者等の探索等に関する講習会」
於：釧路合同庁舎
(講師:中川理事)
- 12日(火) 全国広報担当者会議
於：日司連ホール
(中川理事)
- 13日(水)～15日(金) 多重債務電話無料相談会 (18:00～20:00)
相談事業部
- 〃 日本支援センター釧路地方協議会 (北網地区)
於：北見プラザホテル
(中島理事)
- 14日(木) 登録面接 (遠藤雄大氏)
於：事務局
- 〃 補助者申請 [佐渡正幸事務所:佐々木真紀子殿]
- 15日(金) 全国研修担当者会議
於：日司連ホール
(酒井理事)
- 16日(土) 第3回業務研修会「遺留分の放棄・相続法の再確認・合同会社の利益相反」
於：阿寒まりむ館
- 〃 ～17日(日) ブロック理事会・東北ブロック合同協議会
於：秋田
- 19日(火) 日本支援センター釧路地方協議会 (釧根地区)
於：釧路プリンスホテル
(佐藤正樹副会長)
- 21日(木) 一日合同行政相談所
於：まちきた大通ビル
(近江支部長・森谷会員)
- 22日(金) 第3回臨時会長会
於：日司連ホール (佐渡会長)
- 27日(水) えせ同和行為対策関係機関連絡会
於：釧路合同庁舎 (西山理事)
- 〃 Web理事会
於：事務局
- 29日(金) 住宅金融支援機構事務処理
於：事務局

12月

December

- 7日(土) 会報編集委員会
於：醍醐
- 8日(日) 司法書士法改正対応に関するブロック会別説明会
於：札幌司法書士会館
(佐渡会長・金田副会長・大場会員・河合会員)
- 14日(土) ブロック新人研修実行委員会
於：ホテルノースシティ (酒井理事)
- 〃 企業法務に関するブロック会別担当者会議
於：札幌司法書士会館
(佐藤副会長・野村守会員)
- 15日(日) ブロック会別「リスククライシスクミニュケーション研修会」
於：札幌司法書士会館
(佐渡会長・西山理事・酒井理事)
- 16日(月) 補助者申請 [播間章浩事務所:播間久美子殿]
- 24日(火) 補助者申請 [遠藤雄大事務所:遠藤則子殿]

- 25日(水) 補助者申請〔長谷川博一事務所：小林徹殿〕
 27日(金) 住宅金融支援機構事務処理 於：事務局
 仕事納め

1月

January

- 6日(月) 仕事始め 補助者申請〔保田正明事務所：大越かおり殿〕
 7日(火) 法務局挨拶（佐渡会長・佐藤副会長・金田副会長）
 10日(金)～16日(木) ブロック新人研修 於：ホテルノースシティ
 （講師：近江孝介会員・伊藤光一会員・横山太郎会員 担当理事：酒井理事）
 11日(土) ブロック開業支援フォーラム 於：ホテルノースシティ
 （佐渡会長・森副会長・中川理事・播間会員）
 15日(水) 北見市空き家無料相談会 於：北見中央図書館
 （近江支部長）
 16日(木)～17日(金) 第4回会長会・司法書士法改正記念講演会・新年賀詞交歓会（佐渡会長）
 17日(金) 釧路支部DVD研修視聴研修会「特定事件報告書の解説」
 於：事務局
 20日(月) 家事関係機関との連絡協議会 於：釧路家裁会議室
 （酒井理事・佐々木会員）
 22日(水) 司法書士法施行規則第41条ノ2の規定による調査
 於：釧路地方法務局
 23日(木) Web理事会 於：事務局
 27日(月) 網走保健所管内自殺対策連絡会議 於：オホーツク合同庁舎
 （中島理事）
 31日(金) 住宅金融支援機構事務処理 於：事務局

事務局便り

かねてより事務局に勤めておりました高橋麻美さんが昨年12月いっぱいで退職いたしましたので、お知らせいたします。ありがとうございました。



編集後記

※ 20-20（令和2年）、年も明けて、既に1ヶ月。雪の少ない穏やかな新年と思われましたが、ここにきて突然の暴風雪と寒波到来です。被害を受けられた皆様にはお見舞い申し上げます。また、十勝地方は今年も少雪で、寒波による農産物の凍結被害が心配されています。

※ 地球温暖化の影響で、記録的な異常気象が世界各地で続いており、地球環境の悪化が心配です。近年の気候変動で、何と100万種の動植物が絶滅の危機にひんしているといえます。各国の温室効果ガス排出量の削減対策はまったく不十分で、世界の若者と共に活動していく必要性を感じていたところ…

※ 今度は、中国で発生した新型コロナウイルスによる肺炎です。感染拡大を止めることが出来ず、世界保健機構は緊急事態を宣言し、各国に対策を呼びかけました。世界をめぐる連日のニュースです。

地球環境を守り、人々の健康を守ること…そのためには、国境を越え世界中の人々が協力し合い、緊急に対策を講じること、その必要性和重要性を改めて感じています。

※ そのさ中、私は心臓のメンテナンスを受けました。（心臓で作られ出された新鮮な血液は十数秒で全身を駆け巡るといいます。新たな心でよき人生を過ごしたいと…心を入れ替えました…!?)

早めの検診、早期治療！ 健康に関するテレビ番組も多くなりました。皆様も軽い自覚症状のうちに検診を受けられてはいかがですか。

さて、道東地方は間もなく一斉に花開く新しい春を迎えます。皆様の希望に満ちた20-20。ご健康とご活躍を祈念申し上げます。

2020(令和2)年2月14日

編集委員 十勝支部 寺 沢 秀 明